

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年2月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500382号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500111号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成3年3月上旬から同年7月31日まで
② 平成3年8月1日から平成6年8月31日まで

私は、請求期間①はA社(屋号C)でエステティシャンとして、及び請求期間②はB社で化粧品の販売員として、それぞれ勤務していた。

しかし、年金記録において、各事業所における厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

1 雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間①のうち、平成3年3月4日から同年6月30日までの期間において、A社(屋号C)に係る被保険者であることが確認できる。

しかしながら、商業登記の記録によると、A社は、平成14年12月16日に破産終結している上、請求期間①当時の代表取締役は既に死亡していることから、同社及び同取締役に対し、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について照会できない。

また、上記商業登記の記録において確認できる、請求期間①当時のA社における役員のうち、所在の確認できた唯一の取締役は、請求者を知らない旨及び当時屋号Cに勤務する従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、A社は、平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、平成12年10月17日に適用事業所でなくなっており、請求期間①に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、当該期間当時に勤務する従業員を特定することができないことから、請求者の勤務実態等について照会できない。

このほか、請求者の請求期間①に係る勤務実態、報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間②のうち、平成3年8月1日から平成5年5月31日までの期間において、B社に係る被保険者であることが確認できる。

しかしながら、商業登記の記録によると、B社は、平成3年5月31日に会社設立(登記)し、平成5年6月30日に社員総会の決議により解散しているが、平成7年11月24日に会

社継続し、平成8年3月31日に社員総会の決議により解散しており、請求期間②のうち、平成5年7月1日から平成6年8月31日までの期間に同社の法人としての記録は確認できない上、上記のとおり、同社は既に解散しており、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について照会できない。

また、オンライン記録によると、B社に係る厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらず、請求期間②当時に勤務する従業員を特定することができないことから、請求者の勤務実態等について照会できない。

このほか、請求者の請求期間②に係る勤務実態、報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。